

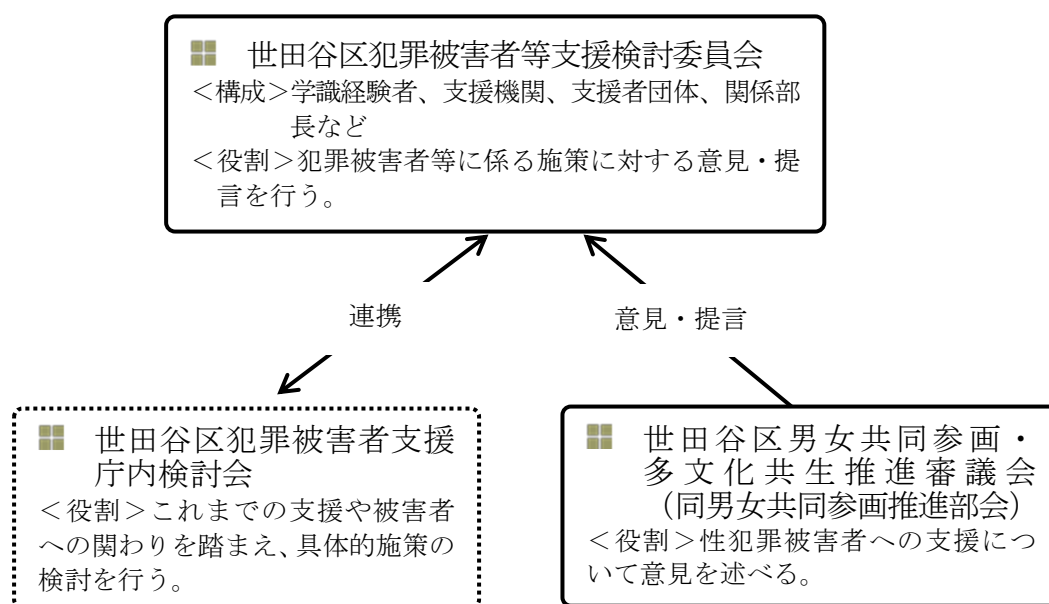
## 世田谷区犯罪被害者等支援の検討状況について

### 1 主旨

犯罪被害者支援については、平成30年12月の区議会第4回定例会において、「犯罪被害者支援条例の制定を求める陳情」が趣旨採択された。これを受けて、区では昨年11月に学識経験者や関係機関等を交えた「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置するとともに、庁内においても関係管理職による「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会」を開催し、犯罪被害者の状況や支援にあたっての視点、留意すべき事項などについて検討を進めてきた。この間の検討状況について、報告する。

### 2 検討体制

区では、学識経験者、支援機関、支援団体による「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」を設置するとともに、関係部課長による庁内検討会を設け検討を進めてきた。



### 3 主な検討項目

- ・ 犯罪被害者の状況把握と課題の整理
- ・ 支援対象者の範囲
- ・ 相談支援窓口の充実など具体的な支援策について
- ・ 都、警察、支援機関等関係機関との連携強化について
- ・ 地域社会で犯罪被害者を支える仕組みについて
- ・ 犯罪被害者支援条例について など

※検討状況の概要については、別紙「犯罪被害者等支援の検討状況（概要）」参照。

#### 4 今後の検討について

検討委員会でのこれまでの意見を踏まえるとともに、国や東京都の専門的な支援の取組みを活用することを前提に、区として犯罪被害者などに寄り添い、きめ細かで身近な支援に向けて、引き続き下記の課題について検討を進める。

##### [引き続き検討する課題]

- ① 相談窓口の設置と相談支援体制の整備
- ② 東京都の支援策を踏まえ、区としての支援メニューの検討
- ③ 総合支所と本庁機能のDV相談支援を含めた役割整理
- ④ 性犯罪被害に対する支援策の検討
- ⑤ 児童相談所との連携のあり方
- ⑥ 支援者団体等との連携のあり方
- ⑦ 犯罪の未然防止について
- ⑧ 犯罪被害者等支援条例について など

#### 5 今後のスケジュール（予定）

- |      |      |                          |
|------|------|--------------------------|
| 令和2年 | 6・7月 | 支援施策・条例の検討               |
|      | 9月   | 区民生活常任委員会（検討状況報告）        |
| 令和3年 | 2月   | 区民生活常任委員会（令和3年度の取組みについて） |
|      | 4月～  | 相談支援窓口開設など               |

なお、条例整備については、施策の検討に合わせて整備時期を今後明らかにする。

犯罪被害者等支援の検討状況（概要）

令和2年5月  
生活文化政策部

1 検討の背景

犯罪被害者支援については、平成30年12月の区議会第4回定例会において、「犯罪被害者支援条例の制定を求める陳情」が趣旨採択された。これを受けて、区では昨年11月に学識経験者や関係機関等を交えた「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」を設置するとともに、庁内においても関係管理職による「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討委員会」を開催し、併行して犯罪被害者の状況や支援にあたっての視点、留意すべき事項などについて検討を進めてきた。このたび、この間の検討状況を「中間まとめ」として取りまとめたところである。

2 犯罪等の件数

① 平成30年の区内の犯罪件数

分類	内容	件数
凶悪犯	強盗、殺人、放火、強制性交等	25
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫	384
侵入窃盗	空き巣、出店荒し、事務所荒し等	246
非侵入窃盗	自転車盗、万引き、車上ねらい、すり、ひったくり等	3,879
その他	詐欺、賭博、横領、わいせつ等	1,501
合計		6,035

※平成21年 10,174件から年々減少

② 平成30年の区内の交通人身事故件数

分類	内容	人
死亡		6
負傷	重傷者	30
	軽傷者	2,309
	小計	2,339
合計		2,345

③ 犯罪及び人身交通事故の合計（①+②）→8,380件

3 世田谷区の取組み

- 人権・男女共同参画担当課に、犯罪被害者や警察から相談があった場合、内容に応じ、各種相談窓口（生活支援、就労支援、家事支援、居住支援等）へ繋いでいる。
- 世田谷区犯罪被害者等支援連絡会（庁内課長級）を設置し、情報共有等を図るとともに、「犯罪被害者等支援の手引き（庁内向け）」を活用し、庁内所管・支援機関で連携し支援している。
- 各警察署が所管する犯罪被害者支援ネットワークへの参加による情報交換。  
※年間相談件数 13件程度（平成30年度）

4 関係機関の相談支援

- 区内警察署  
機能：初期支援（病院への付き添い、刑事手続きの説明、被害者支援機関・団体を紹介、自宅への送迎など）  
件数：初期支援約200件（平成30年）
- 警視庁による相談支援  
機能：全ての被害者に必要な支援を行う。  
支援内容：電話相談（犯罪被害者ホットライン、性犯罪被害者相談）  
診察料・診断書料支援、カウンセリング、自宅に戻れないケースの宿泊先の手配、ハウスクリーニング費用の助成、DV被害者の引越費用助成、
- （公社）被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定）  
\*「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」  
機能：犯罪被害者及び家族・遺族に向けた相談支援  
犯罪被害者等基本法に基づき都道府県に1ヶ所置くことされた総合相談窓口  
相談件数：世田谷区民の相談支援 46人（平成30年の実人員）  
支援内容：電話相談、面接相談  
直接的支援（付添い支援、自宅訪問）  
カウンセリング（身体犯罪の被害者等のカウンセリング）  
自助グループ支援（犯罪被害者遺族）
- 他の相談窓口  
東京地方検察庁被害者ホットライン、東京保護観察所犯罪被害者等相談室、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会での相談

5 検討体制

(1) 犯罪被害者等支援検討委員会

■ 犯罪被害者等支援検討委員会  
 <構成>学識経験者、支援機関、支援者団体、関係部長など  
 <役割>犯罪被害者等に係る施策に対する意見・提言を行う。

■ 世田谷区犯罪被害者支援庁内検討会  
 <役割>これまでの支援や被害者への関わりを踏まえ、具体的施策の検討を行う。

■ 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（同男女共同参画推進部会）  
 <役割>性犯罪被害者への支援について意見を述べる。

連携 意見・提言

(2) 犯罪被害者等支援庁内検討委員会

- 日程 令和元年11月13日～令和2年2月7日 全4回
- 主な内容 犯罪発生状況、関係機関・団体・他自治体の支援策、支援実績等の状況確認、相談窓口のあり方、地域で支える仕組みなど

6 犯罪被害者等支援検討委員会における検討経過

日程		主な検討事項
第1回	令和元年11月6日	犯罪発生状況、関係機関・団体・他自治体の支援策、支援実績等の状況確認
第2回	令和元年12月11日	対象者の範囲、関係機関との連携、地域で支える仕組み
第3回	令和2年1月23日	支援体制（窓口と庁内連携、関係機関との連携など）、条例について

7 検討委員会での主な意見

- 支援対象者に関する意見
  - 相談窓口としての対象者は刑事事件に限定せず交通事故被害者も含め、ある程度広い方が良い。
  - 性犯罪被害者への支援は、被害届出にかかわらず、話を聞いての判断となる。
  - DV被害者からの相談もあるだろう。配偶者暴力相談支援センターと連携し支援していく必要がある。
- 相談窓口に関する意見
  - 自治体の支援メニューは十分あるので、相談者を必要な支援に繋ぐことが相談窓口の最大の役割。
  - 区民から分かり易い窓口が必要なのはもとより、世田谷区の規模を考えると、警察や都民センターからの繋ぎも含め専門の窓口の一本化は不可欠。
- 相談体制に関する意見
  - 犯罪被害者支援は専門性が必要。相談員の配置には専任の相談員を配置すべき。
  - 相談員の専門性としては、犯罪被害を理解し相談者に寄り添い必要な支援に繋ぐことができる高い対応力。
  - 経験者は少ないので、福祉部門の経験者などを育成し専門性を高めるのが良い。
- 関係機関の連携に関する意見
  - 警視庁の支援は初期までである。その後のことを都民センターや行政に担ってほしい。
  - 定期的なネットワークは良い。必要な時に集まると良い。
- 地域で支える仕組みに関する意見
  - 地域の人による支援は、個人情報保護の観点で本人同意が必要。
  - 被害者の戻った地域での二次被害防止に向けた啓発は必要。
- 犯罪被害者等支援条例に関する意見
  - 条例を持つことは区の姿勢が明確になり、あった方が良いが、大事なことは相談窓口を明確にし、相談体制を整え、身近な自治体が寄り添う支援が必要。

## 8 犯罪被害者等支援を巡る国・都の動き

### (1) 「犯罪被害者支援基本法」

- ◆ 施行：平成17年4月1日施行
- ◆ 主な内容：目的、定義、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、連携協力、犯罪被害者等基本計画、相談及び情報の提供等、損害賠償の請求についての援助等各種施策に関する規定、国民の理解の増進、民間団体に対する援助、犯罪被害者等施策推進会議など

※別途、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和56年1月1日施行）がある。

### (2) 「東京都犯罪被害者支援条例」

- ◆ 施行：令和2年4月1日
- ◆ 主な内容：基本理念、都の責務、都民の役割、事業者の役割、民間支援団体の役割、支援計画、総合的な支援体制の整備、財政上の措置、基本的な施策
- ◆ 基本的な施策
  - ①相談・情報の提供、②心身に受けた影響からの回復、③安全の確保、④居住の安定等、⑤雇用の安定等、⑥経済的負担の軽減、⑦緊急支援の実施、⑧都内に住所を有しない者への支援、⑨都民の理解の増進、⑩民間支援団体に対する支援、⑪人材の育成、⑫個人情報管理
- ◆ 区市町村との連携について
 

「第9条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者と連携し、（中略）総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする」

### (3) 東京都による支援施策

- ◆ 東京都総合相談窓口
 

公益社団法人被害者支援都民センター内に東京都総合窓口を設置し、犯罪被害にあった本人や家族・遺族に相談・支援活動を行っている。（平成20年度～）
  - ◆ 緊急避難場所の提供
 

6泊を上限にホテル代を助成。（窓口は都民センター）
  - ◆ 住居支援
 

都営住宅の当選倍率を一般の申込者より5倍に優遇。
  - ◆ 無料法律相談 新規：令和2年4月1日発生犯罪から対象犯罪等により被害を受けた、本人及び親族が弁護士に無料で相談できる。最大1時間30分
  - ◆ 転居費用助成 新規：令和2年4月1日発生犯罪から対象犯罪等により、従前の住居に居住することが困難になった被害者本人及び遺族が、新たな住居へ転居するために転居費用を助成する。最大20万円
- ※ 見舞金の支給は令和2年度中に実施予定。

## 9 犯罪被害者当事者等の声

- 今後さらに充実させてほしい支援として、「被害者支援に精通した弁護士の紹介」が6割を超えるほか、「カウンセリング」が過半数、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が約5割と多い。
  - 性犯罪・性暴力被害者が今後さらに充実させてほしい支援として、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が7割超、「カウンセリング」が約6割となっている。
  - 被害者支援団体が今後力を入れていきたい支援は、「電話相談」が6割、「面接相談」が4割となっている。
- \* [犯罪被害者等の実態に関する調査（平成26年度東京都）から「犯罪被害者が市区町村に望む支援」について抜粋]

## 10 課題

- 警視庁、東京都、区それぞれに支援を行っている。警察は事件発生後の初期段階の支援、都民センター（東京都）はカウンセリングや警察署同行等の支援、区も各種相談を行っている。被害者はこうした支援を受けながら、なるべく早く元の生活に戻っていく必要があり、その支援を身近な自治体が総合的に行うことが理想である。
- 被害者が、多様な支援メニューを承知し上手利用できる精神状態にないことを踏まえ、区民にとって身近な区が被害者等に寄り添い、必要な支援や機関に繋ぐ機能を整備する必要がある。

## 11 性犯罪被害者の状況と支援

### 1 性犯罪被害件数（平成30年1～12月）

- ・世田谷区：約70件
  - ・全国：約10,290件
- （参考）警視庁による性被害初期支援実施件数：約1,170人

### 2 性犯罪被害者支援施策

- 警察庁による支援
  - ・性犯罪被害者相談電話（ハートさん）※24時間対応
- 警視庁による支援
  - ・診察料・診断書料の助成
  - ・治療費用の助成
  - ・緊急避妊薬、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用
  - ・産婦人科などの紹介
  - ・緊急の場合は警察で診察の予約や送迎のほか、医師への説明なども行う
- 東京都（総務局）による支援
  - ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業
  - ・「性暴力救済ダイヤルN a N a」（都の補助事業）
- 区による支援
  - ・性被害に特化した支援施策なし

## 12 今後の検討課題と想定スケジュール

- ① 相談窓口の設置と相談支援体制の整備
- ② 東京都の支援策を踏まえ、区としての支援メニューの検討
- ③ 総合支所と本庁のDV相談支援を含めた役割整理
- ④ 性犯罪被害に対する支援策の検討
- ⑤ 児童相談所との連携のあり方
- ⑥ 支援者団体等との連携のあり方
- ⑦ 犯罪の未然防止について
- ⑧ 犯罪被害者等支援条例について

### <スケジュール>

令和2年6月・7月	支援施策の検討
9月	区民生活常任委員会報告（検討委員会報告）
令和3年2月	区民生活常任委員会報告（令和3年度の取り組み）
4月	相談支援窓口開設など

### 《参考》

#### ①想定される相談実件数

区内4警察署での初期相談（約200件）や被害者支援都民センターにおける世田谷区民の相談実件数（約30件）、他自治体の相談実績などから試算すると、世田谷区における相談支援の実件数は…

**80件～100件/年** と想定される。

#### ②世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会 名簿

肩書き	氏名	備考
横浜国立大学教授	江原 由美子	委員長
上智大学教授	伊藤 富士江	
被害者支援都民センター相談支援室長	阿久津 照美	
世田谷地区人権擁護委員会代表	布施 憲子	弁護士
警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係長	福田 一親	オブザーバー R2.2.24まで
警視庁犯罪被害者支援室被害者相談係長	小松 美東士	オブザーバー R2.2.25から
武蔵野大学教授	小西 聖子	オブザーバー
世田谷区砧保健福祉センター所長	若林 一夫	
〃 危機管理室長	工藤 誠	
〃 生活文化部長	松本 公平	
〃 保健福祉部長	板谷 雅光	
〃 世田谷保健所長	辻 佳織	

